

香川県条例第21号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の昇給は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。<u>この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条第1項又は第2項の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</u></p> <p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給）とすることを標準として人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>5～9 略</p>	<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の昇給は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した</u>職員の昇給の号給数を4号給（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給）とすることを標準として人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5～9 略</p>
<p>(地域手当)</p> <p>第21条の2 略</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、<u>100分の3</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第21条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して香川県高松市（平成18年4月1日においてこの名称により示された地域に限る。）に所在する学校に勤務する職員に支給する。</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、<u>100分の1.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>

(勤勉手当)

第24条の6 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の勤務成績の評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2～5 略

(勤勉手当)

第24条の6 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2～5 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第7条第3項及び第4項並びに第24条の6第1項の改正規定並びに次項の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書の規則で定める日後1年間において行われる改正後の第7条第3項の規定による昇給については、同項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。
- 3 平成21年度及び平成22年度における改正後の第21条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の3」とあるのは、平成21年度にあつては「100分の2.1」と、平成22年度にあつては「100分の2.5」とする。